

議会だより

No.236

2025. 5. 1

発行 茨城町議会
編集 議会広報委員会茨城町ホームページ <https://www.town.ibaraki.lg.jp/>

主な 内容

3 月定例会開催

令和7年度当初予算を可決		P 2
令和7年度注目事業		P 4
3月定例会のあらまし		P 7
令和6年度補正予算		P 8
一般質問		P 9
議員活動報告・お知らせ		P 13

一般会計、特別会計及び企業会計

令和7年度当初予算を可決 総額261億8426万円

前年度比
2億6936万円増
1.0%増

令和7年
第1回定例会
3/6~3/17

文化的施設整備・管理運営事業

安全安心な道路づくり事業

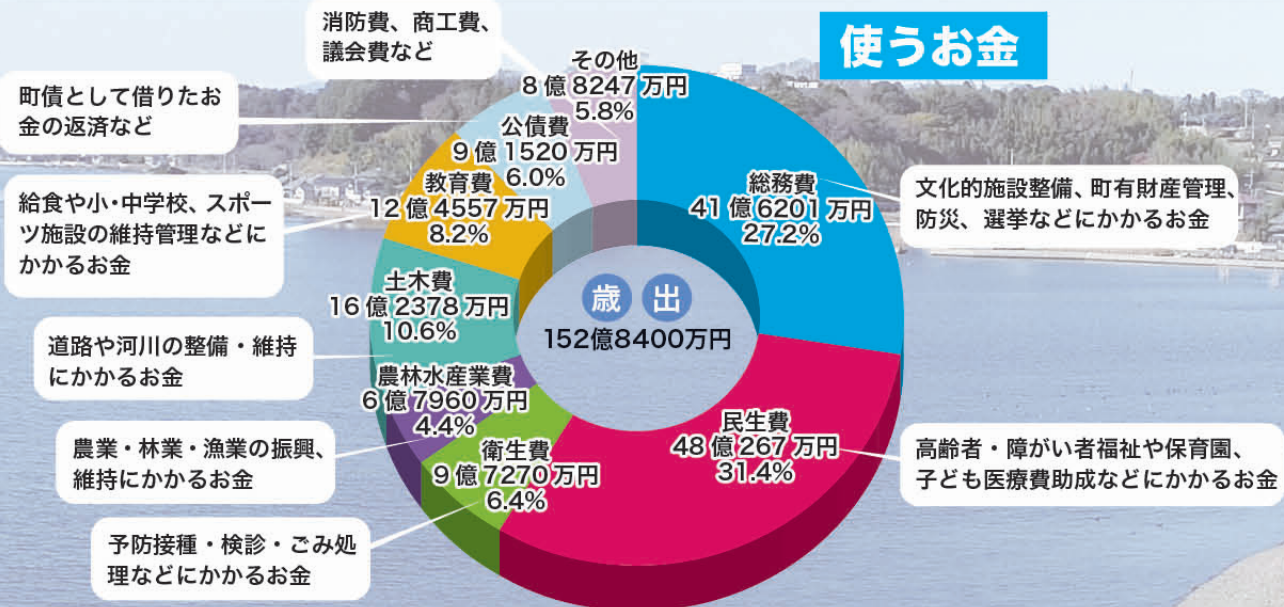
子育て支援事業
移住・定住支援

一般会計 152億8400万円 前年度比4億900万円増

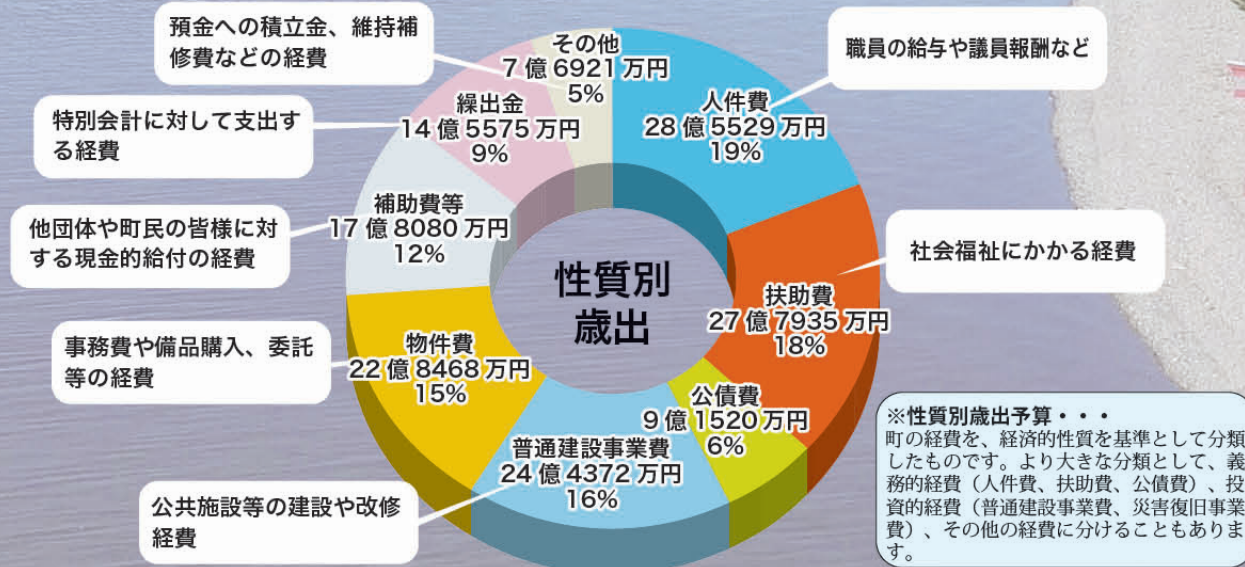
歳出概要

- 総務費はふるさと寄附金関係経費、情報化推進事業費などの増額により前年度より1億2813万円の増
- 民生費は自立支援給付費や児童手当などの増額により前年度より3億9012万円の増
- 消防費は災害対策経費や消防ポンプ自動車整備事業費などの増額により前年度より7624万円の増

使うお金



性質別歳出

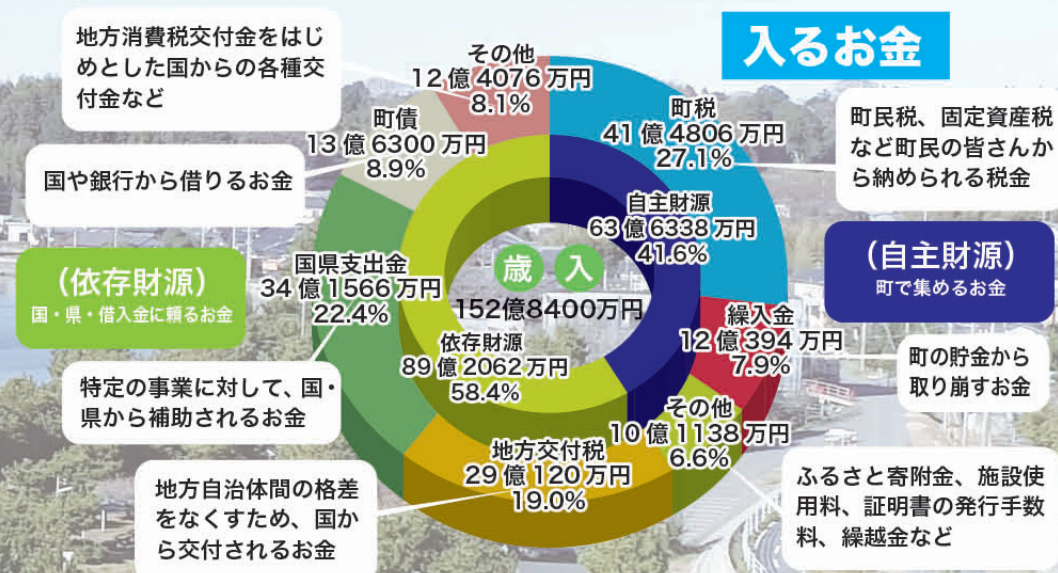


※性質別歳出予算・・・町の経費を、経済的性質を基準として分類したものです。より大きな分類として、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）、その他の経費に分けることもあります。

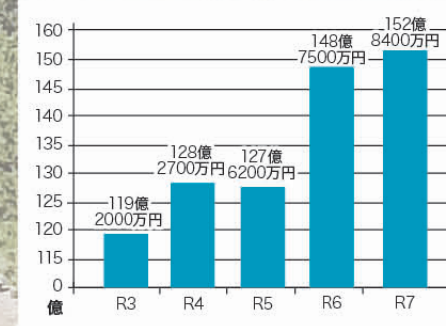
歳入概要

- 自主財源の町税は1億2680万円の増、基金からの繰入金（取崩し額）は前年度より1億9144万円の増
- 町債、国県支出金、交付税等の依存財源は前年度より1億66万円の減
- 一般財源の不足額は基金からの繰入金や地方債等で財源確保

入るお金



5年間の一般会計予算の推移



基金(貯金)と町債(借入金)の状況 (令和6年度末・一般会計分)

基金残高見込額 (主な基金の積立状況)	58億979万円 (前年度56億4448万円)	町民一人当たり 約19万円
財政調整基金	17億2159万円 (前年度17億2092万円)	
公共施設等整備基金	15億7817万円 (前年度18億5148万円)	
町債残高見込額	110億2119万円 (前年度99億8822万円)	町民一人当たり 約36万円
町の人口	30,319人 (令和7年3月末 住基人口)	
※基金・・・町が将来のために備えたり、特定の目的のために資金を積み立てたものです。町の積立預金のことをいいます。		
※町債・・・町が事業を行うために資金を調達する一つの手段で、町の借入金のことをいいます。		
※財政調整基金・・・年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用が見込まれる基金。		
※公共施設等整備基金・・・公共施設等の整備、改修等に要する資金に充てるための基金。		

令和7年度 会計別当初予算額の状況

会計区分	7年度予算額	前年度比
一般会計	152億8400万円	2.7%
国民健康保険特別会計	34億7330万円	▲5.1%
後期高齢者医療保険特別会計	5億4854万円	1.3%
介護保険特別会計	34億8441万円	0.5%
農業集落排水事業会計	3億3314万円	5.5%
資本的支出	9551万円	▲3.9%
公共下水道事業会計	6億3379万円	▲3.3%
資本的支出	5億3040万円	3.2%
水道事業会計	7億9337万円	0.7%
資本的支出	10億584万円	0.8%
工業用水道事業会計	190万円	—

収益的支出・・・施設の維持管理に係る支出を示し、その経費は、維持管理費や減価償却費、企業債支払利息等になります。
資本的支出・・・施設の建設等に係る支出を示し、その経費は建設改良費や企業債償還金元金等になります。

令和7年第1回定例会は3月6日から17日までの12日間の会期で開かれました。
開会初日は、町長より、令和7年度町政執行方針の説明があり、続いて、令和7年度当初予算や条例制定など、28議案について提案理由の説明がありました。
10日には、一般質問が行われ、8人の議員が登壇し、町政全般にわたり質問がなされました。その後、議案28件、請願1件をそれぞれ所管の常任委員会に付託しました。

17日の最終日には、各常任委員会委員長より付託された案件の審査結果の報告があり、討論・採決の結果、全議案を原案のとおり承認可決、請願1件を継続審査としました。続いて、茨城県後期高齢者医療広域連合議員の一般選挙を行い、指名推選により全会一致で、石川祐一副議長が再選されました。その後、町長より追加提出された人事案件3件について、審議が行われ、推薦に異議なき旨を答申、また原案のとおり同意し、全日程を終了しました。

快適で安全・安心な生活環境のまち

<環境保全>

主要事業

酒沼水鳥・湿地センター運営事業

1810万円

ラムサール条約湿地に登録された酒沼の環境や文化を未来へと継承するために整備された「酒沼水鳥・湿地センター」を拠点として、酒沼の価値や魅力を広く発信するとともに、多くの人々の交流・学習を推進する。



<ごみ処理等環境衛生>

主要事業

新広域し尿処理施設整備事業

4855万円

現施設の老朽化に伴い、笠間市と茨城町の2市町により設立した「茨城県央環境衛生組合」において、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する新たな広域し尿処理施設の整備を進める。

次代を担う人を育む教育・文化のまち

<学校教育>

新規事業

校内フリースクール事業

303万円

不登校生徒の登校支援や教室で学習することが困難な生徒の学びの場として、校内に専属のフリースクール支援員を配置し、多様な学びの支援を行う。



<学校教育>

中学生学校給食費無償化事業

3093万円

学校給食費物価高騰対策事業

2197万円

原料価格、物価高騰による児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費を支援する。



<文化的施設芸術・文化財>

主要事業

文化的施設整備・管理運営事業

15億4999万円

町民の文化・芸術の振興及び地域交流の拠点となる文化的施設の整備とともに、愛称やシンボルマークの募集、プレ事業の実施等、令和8年度内開館に向けた準備を進める。



文化的施設完成イメージ図

<学校教育>

新規事業

学校給食地産地消推進事業

28万円

学校給食において、県内産小麦100%のパンを提供し、より安全安心な食の提供と地産地消を推進する。

<学校教育>

小中学校スクールバス運行事業

1億1239万円

遠隔地から小中学校に通学する児童・生徒の通学時における安全と遠距離通学の負担軽減を図る。

令和7年度予算 注目事業

3月定例会では、予算・決算常任委員会で予算案を審議し可決しました。その中で、議会が注目した事業を紹介します。

予算額は、令和7年度のための金額であり、全体事業費ではありません。複数年事業のものもあります。

議案第21号	令和7年度茨城町一般会計予算【賛成多数（賛成14 反対1）】
議案第22号	令和7年度茨城町国民健康保険特別会計予算【賛成多数（賛成14 反対1）】
議案第23号	令和7年度茨城町後期高齢者医療保険特別会計予算【賛成多数（賛成14 反対1）】
議案第24号	令和7年度茨城町介護保険特別会計予算【全員賛成】
議案第25号	令和7年度茨城町農業集落排水事業会計予算【全員賛成】
議案第26号	令和7年度茨城町公共下水道事業会計予算【全員賛成】
議案第27号	令和7年度茨城町水道事業会計予算【全員賛成】
議案第28号	令和7年度茨城町工業用水道事業会計予算【全員賛成】

健やかでやさしい健康・福祉のまち

<保健・医療>

拡充事業

妊婦・乳児健康診査事業

1712万円

妊婦・乳児に対し、健康診査に対する支援を行い健康管理を推進する。令和7年度から1か月児健康診査に係る費用の助成を開始し、子育て世帯の経済的負担軽減とより効果的な母子保健施策を進める。

<保健・医療>

拡充事業

予防接種推進事業

8057万円

感染症を予防するため、予防接種費用を助成し予防接種を推進する。令和7年度から带状疱疹に対する予防接種が定期接種化されることに伴い、65歳から5歳刻みの高齢者に対し接種費用の助成を開始する。

<保健・医療>

新規事業

健康増進・食育推進計画策定事業

651万円

新たな町の健康づくりの指針となる第4次計画（令和8年度から令和19年度まで）を策定し、茨城町における取組を総合的かつ効果的に推進する。

<子育て支援>

新規事業

保育所等物価高騰対策事業

490万円

物価高騰下における給食材料費の高騰により、町内の私立保育所等が影響を受けていることから、材料費高騰分を助成し、私立保育所等の運営の安定化を図る。

<子育て支援>

拡充事業

児童手当給付事業

5億5852万円

国の「こども未来戦略」に基づき、①所得制限の撤廃、②支給対象年齢の引上げ、③第3子以降の給付額の増額など、次元の異なる少子化対策として児童手当の拡充を図る。



<子育て支援>

主要事業

結婚新生活支援事業

480万円

新規に婚姻した世帯を対象に、住宅取得費用、家賃、引っ越し費用等を支援し、婚姻に伴う新生活への経済的不安の軽減を図る。補助額は、夫婦ともに29歳以下の世帯は、最大60万円、夫婦ともに39歳以下の世帯は、最大30万円。



活力と交流あふれる元気産業のまち

<農林水産業>

拡充事業

農産物イメージアップ事業

749万円

町で生産された農畜水産物のイメージアップやPRを実施する。令和7年度からは新たに総務省に登録されている地域力創造アドバイザーを活用し、町内産農畜水産物を使用した特産品の開発強化を図る。

新規事業

有機農業推進事業

10万円

化学肥料や農薬を使用しない有機農業を推進し、有機農産物の付加価値の向上と地産地消の促進を図る。

<観光・交流>

酒沼自然公園駐車場等事業

1476万円

酒沼自然公園魅力アップ計画に基づき、既存の砂利駐車場の舗装化等を進め、酒沼自然公園の集客力向上を図る。



酒沼自然公園駐車場

未来への生活基盤が整ったまち

<住宅、定住・移住対策>

拡充事業

就業者移住支援補助事業

550万円

町内事業所の就業者等を含む転入世帯を対象に、支援金（単身世帯10万円、2人以上世帯20万円）を交付し、移住時の経済的な負担軽減及び移住・定住の促進を図る。

主要事業

<情報化>

情報化推進事業

2732万円

「茨城町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画」に基づき、行政サービスの向上及び職員の意識改革や組織改編に取り組み、行政力の底上げを図る。

<住宅、定住・移住対策>

主要事業

移住者新築住宅等取得補助事業

615万円

町内に移住する若者世帯（夫婦ともに39歳以下）や子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）が住宅を建築・購入する場合に補助金を給付し、移住・定住の促進を図る。補助額は、新築住宅・建売住宅が30万円中古住宅が15万円。



みんなの力でつくる自立したまち

<町民参画・協働>

花のまちづくり推進事業

1728万円

「花のまちづくり推進計画（花まちプラン）」に基づき、茨城町における環境美化への取り組みをさらに発展させるとともに人と人とが交流する美しいまちづくりを進める。



反対

討論

（議案第22号に対する反対） 佃 敬子

4月より、国民健康保険税条例の一部改正で、保険料が値上げされた。引上げ幅は大きく、平均20から30%前後の増税。令和6年11月末日現在、茨城町の全世帯数のうち国保加入世帯の割合は34%、多くの町民に影響がある。令和4年度の国保加入者の65歳以上が占める割合は45.4%で、令和元年と比較しても2・7ポイント増加し、高齢者世帯が増えている。令和5年度末で、保険税を納められない世帯は496世帯。これは高過ぎるために滞納になっているのではないかと、子どもの均等割は廃止すべきである。

賛成

討論

（議案第22号に対する賛成） 根崎 敏夫

国保財政は厳しく、社会保険への適用拡大、後期高齢者医療保険への移行に伴う資格喪失などにより被保険者数も減少している状況で、併せて国民健康保険税も減少を続けている。一方、医療費の高度化や被保険者の高齢化割合が高い等、1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、保険給付費として令和7年度歳出予算23億1432

可決

可決された議案

町の許可対象面積の引下げ

議案第9号 茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

（1）盛土規制法と重複する規制等の整理
盛土規制法の運用開始に伴い、災害防止目的に関連する規定について、より罰則の強い同法を適用させるため、町残土条例の災害防止目的に関する条文を改める。

（2）町残土条例の許可対象面積の引下げ
盛土規制法の許可対象面積3千㎡超を踏まえ、県残土条例の許可対象面積が5千㎡以上から3千㎡超に改正されたことから、県残土条例との整合性を図るため、町残土条例における許可対象面積を現行5千㎡未満であるものを3千㎡

以下に改正する。
（3）罰則
①盛土規制法：懲役3年以下又は罰金1千万円以下（法人重課3億円以下）
②県残土条例：懲役2年以下又は罰金百万円以下
③町残土条例：懲役2年以下又は罰金百万円以下
○施行期日
令和7年4月1日

サイクリングを通じた観光振興

議案第10号 茨城町レンタサイクル条例の制定について

（1）制定理由
令和7年4月から酒沼自然公園において自転車レンタル事業を行うにあたり、本事業の設置、管理及び運営等の所要の規定を定めるため、本条例を制定。

（2）事業の目的
町民及び町内来訪者に自転車を出し出すことにより、サイクリングを通じた観光振興、交流の促進及び健康増進に繋げることを目的とする。

（3）事業内容
・貸出し及び返却場所
茨城町立酒沼自然公園
・貸出し時間
午前9時から午後4時まで
・貸出料金
電動アシスト付自転車
1日あたり 1,000円
自転車（大人用、児童用）
1日あたり 500円
○施行期日
令和7年4月1日

請願・陳情の審査結果

継続審査となったもの

請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願
【要旨】最低賃金の引き上げと税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充することなど、国及び関係機関に意見書の提出を求める内容の請願。

陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める陳情
陳情第4号 集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪と闇バイト）の解明と予防策を求める意見書を国に提出することを求める陳情
陳情第5号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

審議未了となったもの

総務・経済建設常任委員会

一般質問

予算・決算常任委員会

補正予算

今回の補正予算は、令和6年度の最終補正となるため、主に事業が確定したものを中心に現計予算の見直しを行い、調整を行ったものです。一般会計では、歳入は町税及び国庫支出金などを増額、歳出は総務費及び民生費などの増額により、7億6837万4千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ165億9551万9千円（対前年同期比+19.8%）としました。

可決された令和6年度補正予算

議案第14号	令和6年度茨城町一般会計補正予算（第7号）【全員賛成】 （主な内容：文化的施設整備費及び中学校施設整備事業費などの増額）
議案第15号	令和6年度茨城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：保健事業費及び保険給付費などの減額）
議案第16号	令和6年度茨城町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：広域連合納付金の減額）
議案第17号	令和6年度茨城町介護保険特別会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：保険給付費などの増額）
議案第18号	令和6年度茨城町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：処理場委託料の減額）
議案第19号	令和6年度茨城町公共下水道事業会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：処理場委託料及び修繕費などの減額）
議案第20号	令和6年度茨城町水道事業会計補正予算（第2号）【全員賛成】 （主な内容：建設改良費の減額）

会 計 名		補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		158億2714万5千円	7億6837万4千円	165億9551万9千円
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		36億6181万9千円	▲3708万4千円	36億2473万5千円
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 特 別 会 計		5億4274万1千円	▲408万2千円	5億3865万9千円
介 護 保 険 特 別 会 計		35億8404万2千円	51万1千円	35億8455万3千円
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	収益的支出	3億1543万7千円	▲506万9千円	3億1036万8千円
公 共 下 水 道 事 業 会 計	収益的支出	6億5598万7千円	▲1328万4千円	6億4270万3千円
水 道 事 業 会 計	収益的支出	7億9128万5千円	236万円	7億9364万5千円
	資本的支出	9億9778万8千円	▲5810万円	9億3968万8千円

専決処分により承認された令和6年度補正予算

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度茨城町一般会計補正予算（第6号）〕
【全員賛成】

会 計 名	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	155 億 9917 万 3 千円	2 億 2797 万 2 千円	158 億 2714 万 5 千円

一般会計補正予算の主な内容

- ふるさと寄附金関係経費 1億818万2千円
（ふるさと寄附金の寄附見込額増に伴う積立金及び事務費の増額）
- 住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業費 1億1979万円
（住民税の非課税世帯に対する物価高騰対策給付金の配布。1世帯あたり3万円、世帯員に18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人につき2万円の子ども加算を支給）



寺門 早苗 議員



農地の利用権設定の廃止について

問 現在契約中の利用権設定について。

答 農地の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地を貸したい農家と農業経営の規模拡大を図りたい農家が農地の貸借を相対で行うもので、市町村が定める農用地利用集積計画の農業委員会における決定及び公告手続を経て、農地法の許可を受けることなく利用権が設定される制度。

しかし、農家の高齢化や後継者不足等による農家戸数の減少と相まって、離農に伴う土地持ち非農家の増加が顕著であることから、農地が分散し集積・集約化の支障となる状況となっている。こうしたことから、国は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を廃止し、公的機関である農地中間管理機構を介しての貸借を推奨すること、市町村が定める地域計画との整合性を図りつつ、より効果

的な農地の集積・集約化が行えるよう、令和4年に農業経営基盤強化促進法を改正している。この法改正に伴い、令和7年4月以降、農地の貸借は農地中間管理事業、または農地法第3条許可のいずれかに限定されることから、現在契約中の利用権設定については、契約期間の満了を以って効力を失い、引き続き貸借を希望される場合には、所要の手続を行い、農地中間管理事業等に移行されることとなる。

問 利用権設定時に行われていた貸借対価としての現物支払い及び無償契約について。

答 農地中間管理事業等に移行後も継続が可能であり、また、農地中間管理機構を介しての貸借に関して、土地の登録手数料の負担が新たに発生することもない。

契約満了を迎える利用権設定者に対し、引き続き農地中間管理事業等の制度内容を周知徹底するとともに、スムーズな貸借契約の移行手続を推進し、地域農業の将来を担う担い手への農地の集積・集約化、農業経営の効率化を図ることにより、本町の基幹産業である農業のさらなる振興に努めていく。



根崎 としお 議員



消防団の福利厚生について

問 消防団員の災害出勤時における保険制度について。

答 令和2年4月 総務省消防庁通知、「消防団の充実強化に向けた主な取り組み等」の一つとして、災害出場時における自家用車の保険加入が示されており、消防団員が災害活動等を行う為に、自家用車を使用している間の事故に対し、優先的に保険金が支払われる制度。

2年間の統計を行った結果、年間約400台の自家用車使用があったが、交通事故等が発生したとの報告はなかった。

また、令和6年4月1日現在の自動車保険加入状況ですが、全国での加入率は7%、茨城県においては、約23%であり、過去に大きな水害等が発生した市町村において加入している傾向がみられる。

これまで災害時の自家用車の使用状況、および本町の気象的特性、地勢的条件等を勘案しながら加入

の検討を進めてきた。しかし、現段階では、消防庁からの通知で示されている重点取組事項の一つである消防団員の処遇改善を最優先すべきと考えており、その第一歩として、本定例会に消防団員の退職報償金引き上げについての議案を提出させていただいた。

問 認知症高齢者の損害賠償責任保険について。

答 認知症高齢者は、記憶力や判断力の低下により、事故や他人の物を破損させる等のトラブルを起こす可能性が高いため、地域での見守り体制の強化がトラブルを未然に防ぐ有効な手段とされている。しかし、実際に認知症高齢者によるトラブルが発生し、家族等の監護者に対する賠償責任が問われるケースも生じていることから、認知症高齢者本人やその家族が地域で安心して生活ができるよう、民間保険を活用した損害賠償責任保険制度を導入する自治体が出てきている。

本町では、まずは、既存の高齢者等見守りネットワーク登録事業者や認知症サポーター等の協力を得ながら、認知症高齢者に対する事故を未然に防ぐための見守り活動の強化に努めていく。



議員 岩松 律子



帯状疱疹ワクチンの助成について

問 帯状疱疹ワクチンに関する今後の方針と周知方法について。

答 帯状疱疹が予防接種法上のB類疾病に位置付けられたことを受け、令和7年度一般会計当初予算において、帯状疱疹の予防接種助成に係る費用を計上した。

国の方針に基づき定期接種の対象となる方には、本年4月以降接種に関するお知らせとして、助成方法及び予防接種の個別通知を予定している。併せて、町広報紙やホームページ、SNS等で周知していく。

医療機関等との連携について。

答 これまでも定期予防接種事業において、茨城県医師会と委託契約を締結し、町民の皆様が住所地内外を問わず、かかりつけ医療機関や高齢者施設において予防接種を受けるための協力体制を構築してきた。引き続き、定期接種の対



議員 澤 忠



太陽光発電設備の設置について

問 事業用太陽光発電施設の立地規制について。

答 令和5年7月より「茨城町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を施行し、設置事業者に対する関係法令の遵守や環境面への配慮に加え、地域住民との合意形成等の義務付けを行った。本条例では、農用地や保安林など、法令上厳しく制限されている区域や土砂災害警戒区域など、生活環境や防災の観点から甚大な影響が想定される区域を抑制区域と定め、施設の設置を行わないよう事業者等に要請するなどの対策を講じている。本町の豊かな環境資源を守る視点をもちながら、国及び他自治体における立地規制等の動向を注視し、地域と共生したより良い再生可能エネルギーの推進方策を調査・研究するなど、環境保全とエネルギー施策の両立に努めていく。

部活動の地域移行について

問 部活動の地域移行の現状と課題について。

象者が円滑に接種できるよう体制を維持していく。

公費助成の対象年齢の拡充を。

答 令和7年度から始まる定期接種の接種率、国や県内自治体の動向を注視し、引き続き検討していく。

教育環境の改善と充実について

問 小中学校の体育館へのエアコン設置について。

答 小中学校の体育館は、児童生徒の教育の場である以外にも、災害時の避難所として、大変重要な役割を担っており、必要な設備と認識している。

しかし、断熱構造への改造や機器設置に係る経費、またランニングコストまで考慮すると、整備に対する補助はあるが、町としても多額の負担が生じることが見込まれている。このことから、当面は令和7年度当初予算に計上しているスポーツクーラーの配置により夏期における小中学校の体育館環境改善を図っていく。小中学校体育館へのエアコン設置については、計画的な設置に向け、今後経費の試算や補助金等の活用について、先進事例等も参考にしながら、精査検討していく。



議員 辻 敬子



子育て支援を拡充し、少子化対策の強化を

問 安心して子育てができ、住み続けられる町づくりをするためにも、早急に小学校の給食無償化を実施すべき。

答 給食費無償化については、各自治体の財政力による地域格差が生じることから、国が一律で実施することが望ましいと考え、国の動向を注視してきたが、国による実施時期が不透明な一方で、子育て支援・少子化対策は喫緊の課題である。

国は令和6年12月27日に、給食を食べていない子どもたちとの公平性や安定的な財源確保など、全国で小中学校の給食費を無償化する上での課題を公表したが、本年2月25日、石破首相は自民公明維新の3党合意において、「まずは小学校を念頭に令和8年度に実現する」と表明した。

本町としては、給食費無償化の議論が国において進んでいる状況から、引き続き国の動向を注視していく。



議員 関 俊治



救急体制について

問 救急体制の現状と課題について何う。

手に対して、交差点進入時の注意を促すため、より視認性の高い啓発看板を設置し、効果的な交通安全対策に努めていく。

答 本町における令和6年の救急出場件数は、1902件で過去最多を更新し、そのうち救急車の同時出場は421件。このように、救急要請が重なった場合、夜間・休日においては、年間約200日、延べ500名を超える非番職員を召集し対応をしている。更に、全ての救急車が出場している場合には、近隣市町に応援要請をしており、これまで年間の件数は10件未満であったものの、本年は2月末の段階で、すでにその数を上回っている状況である。

一方で緊急性が認められない救急要請の割合が多いというのも実状である。このため、県においては令和6年12月から選定療養費制度が導入されたところである。本

放課後児童クラブの充実について

問 放課後児童クラブを充実させるために、支援員の質の向上が課題と考えるが、町の見解を何う。

答 学童期は心身の成長が著しい時期であり、子どもたちを取り巻く環境が発達に大きな影響を与える。このような大切な時期を過ごす児童クラブの役割はとても重要であり、その育成支援の主体となる支援員は、必要な知識及び技能をもって、適切な支援に当たることが求められている。このため、本町においては、県が実施する子ども発達理解や生活面における安全対策を学ぶ専門研修会の活用及び児童クラブへのアドバイザーの派遣などに取り組みながら、支援員の資質向上や意識醸成に力を入れていく。

自衛隊への個人情報提供について

問 自衛隊への対象者情報の提供を希望しない方が意思表示できる除外申請の周知などはどのように行っているか何う。

答 令和7年度の除外申出の周知については、本年2月上旬から町ホームページに掲載するとともに、3月15日号の広報紙に掲載し、事前の周知を行った上で、4月1日から5月30日までの期間に、除外申出の受付を行う予定である。

町においても、これまで広報紙、ホームページ、SNSや救急講習会等を通じて救急車の適正利用の啓発活動に力を入れてきた。

また、全国的な問題として指摘されている救急隊員の労務管理であるが、救急業務は非常にストレスが多く、長時間勤務や不規則なシフトが続くことが多いため、職員の健康管理やメンタルヘルスへの配慮など適切な対応に努めているところである。

職員数の増加と手当の充実について何う。

答 本町における消防職員数は、現在条例定数の52名で各種災害に対応している。本町を含む県内同規模5本部で、人口あたりの消防職員数が最も少ない状況にある。国においては、消防体制の整備を目的として、小規模消防本部に対し広域化を推進しており、本町でも県央7市町において研究会を設置し、8年間にわたり検討を行っているが、残念ながら合意形成に至らず、令和4年に解散した経緯がある。

救急出場の増加、災害や事故の多発、大規模化等に的確に対応していくためには、消防の組織体制は極めて重要である。消防職員数やその処遇について他の自治体の状況を調査研究しながら、救急体制の強化に努めていく。

～霞ヶ浦導水路を視察～

日本で2番目に長いトンネル（約43km）

茨城町議会は3月13日、茨城町上飯沼の霞ヶ浦導水路石岡トンネル第3工区において、工事視察を実施。現場担当者から事業概要や工事の進捗状況について説明を受けた後、専用エレベーターで約40mの深さに掘った立坑（縦に掘った穴）の底に降りトンネルの様子を見学しました。議会は、視察で得た情報を活かし、地域住民への情報提供や理解促進に寄与してまいります。

【霞ヶ浦導水路事業の目的】

利根川・霞ヶ浦・那珂川を地下トンネルで結び、下記の3つの効果を目的に工事が進められています。

- ① 霞ヶ浦、水戸市を流れる桜川や千波湖の水質浄化
- ② 利根川と那珂川の水不足の軽減
- ③ 水道や工業用水の確保



パネル説明を受ける議員



トンネルを見学する議員



事業説明を受ける議員

教育民生常任委員会視察報告

～学校給食共同調理場を視察&給食を試食～

教育民生常任委員会は、3月7日学校給食共同調理場を視察しました。当施設の特徴は、徹底した衛生管理システムと最新の厨房機器により、安全・安心でおいしい給食を提供し、食育の充実や地産地消の推進、食物アレルギー対応にも取り組んでおります。委員は、学校給食の現状について説明を受け、物価高騰による食材の値上がりなど今後の運営課題などについて意見を交わしました。



担当者の説明を受ける委員



給食を試食する委員

～国道6号の早期4車線化を要望～

小美玉市、石岡市、茨城町で構成する国道6号茨城空港アクセス強化促進協議会（会長：島田幸三小美玉市長）では、2月4日と7日の2日間にわたり、国道6号の整備促進を図るため、国土交通省や財務省の関係部署のほか、茨城県選出の国会議員に要望活動を行いました。茨城町議会からは、山面正樹議長が協議会の構成員として参加しました。

◆主な要望事項

- 国道6号小鶴西交差点の北側暫定2車線区間の4車線化整備に早期着手するとともに、国道6号茨城町バイパスの早期の4車線化を図っていただきたい。



要望活動する山面議長（右から2人目）

町民協働のまちづくりについて

問 協働のまちづくり事業の現状・成果・課題について伺う。



議員 高安 将能



答 「茨城町第6次総合計画後期基本計画」の重点プロジェクトの1つである「みんなが輝く協働プロジェクト」に沿って、町民主体のまちづくりを目指し施策に取り組んでいる。

防災体制の強化では、地域での自主防災組織の結成を促進するため、令和4年度に創設した「自主防災組織補助金制度」を活用し、42の行政区で組織化されている。また、町民参加型の避難力強化訓練を実施するなど、防災意識の高揚と避難力の強化に努めている。

町民参画・協働の促進においては、昨年6月に多文化共生の地域づくりを推進するため、「茨城町国際交流協会」を設立し、町民が主体となり、「日本語カフェ」の開催など積極的に活動している。協働による花のまちづくりでは、町民ボランティア団体が主体となり、酒沼自然公園などの公共施設への花壇づくりに取り組んでいる。また、現在建設中の「新たな文化的施設」の整備では、使いやすく魅力的な施設になることを目指している。

的に、高校生や町民を交えたワークショップを全11回開催した。地域コミュニティ活動の活性化に向けては、これまで31の行政区で、「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」を活用し、コミュニティ意識の高揚を図っている。

このように様々な事業に取り組んでいるが、人口減少や少子高齢化が進む中、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、将来にわたって持続可能なコミュニティ機能の形成が課題となっている。

問 特に若年層に町政の関心をもってもらったための方策について伺う。

答 町政の取組やイベント情報等を町広報紙やホームページ、SNS等により、広く周知し、多くの皆様に関心を持っていただくべく、情報発信の強化に努める。また、本町の新たな施策や課題解決に向けたアイデアを町民の皆様から募る場を設けることも効果的であると考えているので、ワークショップや意見交換会を開催するなど、幅広い年齢層の方が参加できる機会の創出に努めていく。

《議員からの提案》

・協働のまちづくりに向けてアイデアを町民から提案していただく住民参加型予算の導入を
・予算を伴った若者、子ども議会の設置を

※住民参加型予算とは・・・
行政の資金配分を決める重要な政策過程である予算編成に住民が直接関与する仕組みのこと

町内の道路整備について

問 町道整備の進捗状況と今後の見通しについて伺う。



議員 美野田 龍敬



答 町道整備の進捗状況については、「茨城町道路整備計画」や地域の要望を踏まえ、計画的かつ効率的な町道整備に取り組んでいるところである。このような中、中石崎地区の町道120号線、県道長岡大洗線から酒沼自然公園までの延長約1.4キロメートルの区間は、平成25年度から事業に着手し、地権者の皆様をはじめ関係各位のご協力により、令和6年1月に開通した。また、現在事業を進めている小鶴・大戸地区の町道209号線の延長約1キロメートルの区間については、用地測量などの業務を進めており、来年度から用地取得を予定している。さらに、網掛・宮ヶ崎地区の町道4433号線では、本年度より県道宮ヶ崎小幡線から鉾田市境にかけて約0.4キロメートルの区間において道路改良工事に着手した。本町としては、町民の利便性や安全性の向上が重要であると考えており、引き続き社会情勢などを踏まえ、効果的な道路整備に努めている。

中学校のスクールバス運用基準の見直しについて

問 沼前地区の遠距離通学者への対応について、見直しの理由と今後の運用について伺う。

答 県道大洗友部線神宿地区の一部狭隘箇所が、青葉中学校への通学に危険を伴うとして、令和6年2月ごろから沼前地区の一部区長及び保護者から、スクールバス運行地区の拡大について強い要望があり、同年6月には議会に対する請願書が提出され、採択された。当該箇所については、危険箇所と認識し、かねてから県道改良を県に要望してきた。しかし、昨年、鉾田市箕輪地区のバイパス開通により大型車の通行が増え、また当面の間、県道改良工事が行われる見込みがないという状況を踏まえ、請願のあった地区へのスクールバス運行について内部で協議を行ってきた。その中で、当該箇所が通学における危険度において優先順位が高いと判断し、子どもの安全を守るという観点から、海老沢、宮ヶ崎、城之内の3地区をスクールバス運行対象地区に加え、県道改良が完成するまでの暫定措置として、令和7年度から運行することにした。なお、青葉中学校スクールバスの契約期間が令和7年度に終了する予定であることから、運行ルートやバス台数の検討については新たな契約にあわせて行い、令和7年度については、現在運行に使用しているバスに補助席を設置し、座席数を確保した上で、現行ルートでの運行を予定している。



広報委員会視察報告

～デザインやレイアウトの工夫、効果的な文章作成技術について学ぶ～

広報委員会では、1月28日に阿見町議会、美浦村議会を訪問し、広報紙の編集及び広報活動の取り組みについて調査・研修を実施しました。

阿見町議会は、町村議会広報全国コンクールで、企画・校正部門で奨励賞を受賞、美浦村議会は、同じく表紙デザイン部門で銅賞を受賞し、ともに視覚的に訴えるデザイン技術や効果的な文章作成技術に優れ、住民が手に取りたくなるような魅力的な広報紙であり、私たちもその成功事例から多くを学ぶ必要がありました。

編集技術の向上は、一朝一夕には達成できないものであり、多様な視点や知識、現場で情報をつかむ行動力が求められます。そのためには、議員自身が積極的に学び続ける姿勢と、地道な取り組みが重要です。今回、視察研修の機会をいただいたことで、デザインやレイアウトの工夫、情報の整理・選別、そして住民のニーズに応じた紙面づくりなど実践的な知識を得る貴重な機会となり、視察を通じて得られた知見や情報は、今後の私たちの紙面づくりに大いに役立つものと確信しております。

広報活動に対する熱意はどの議会も共通しており、より良い広報紙を作ろうとする気持ちは一つです。今後も他議会との切磋琢磨を通じて、見やすさと分かりやすさを追求し、町民の皆さんに手に取っていただけるよう工夫を重ねていきたいと思います。



研修する広報委員
(阿見町議会 会議室)



研修する広報委員
(美浦村 地域交流館会議室)

町村議会議員自治研究会 ～聞き手の心をつかむ言葉力について学ぶ～

2月20日、水戸京成ホテルにて茨城県町村議会議長会主催の自治研究会が開催され、議員・事務局が出席しました。

自治研究会は、近年、ますます複雑・多様化する町村行政に携わる議員が一堂に会して、当面する諸問題についての研修等を行い、町村自治運営に資することを目的として開催されています。

今年度はフリーアナウンサーの宮本隆治(みやもと りゅうじ)氏から、「ゆとり・ユーモア 帰りは元気!」をテーマに、人前で上がらない方法、演説の際の声の出し方、理想的な声の高さ、よい印象の言葉の使い方など、議員活動で役に立つお話をご講演いただきました。聞き手の心をつかみ、楽しませながら、伝えるべきことはしっかりと伝える話術は、私たち議員にとっても参考になるもので、有意義な研修となりました。



宮本氏の講演を聴く茨城県町村議員

令和7年 第2回議会定例会のお知らせ

令和7年6月5日(木) 開会を予定しております。

◆会期日程・一般質問の内容等、詳細につきましては、町ホームページにて、ご案内いたします。



本会議を
ライブ配信で!



議員出席状況

3月定例会(委員会を除く)

3月6日 全員出席

10日 全員出席

17日 全員出席

傍聴者数

3月定例会 35名

傍聴ありがとうございました。

広報委員会

委員長 岩松 律子
副委員長 堀江 誠
委員 海老澤 正道
〃 寺門 早苗
〃 佃 敬子
〃 高安 将能

最後まで議会だよりをお読みいただきありがとうございます。
読みやすく、親しみやすい紙面づくりを心がけてまいります。
町民の皆様のご意見をお寄せください。

【ご連絡先】

茨城町議会事務局

電話 029-240-7193 (直通)

FAX 029-303-7713

メールアドレス

i-gikai@town.ibaraki.lg.jp